

# 千葉市印鑑登録事務取扱要領

区政推進課

内容

第1 概説.....	- 2 -
1 印鑑証明制度の沿革.....	- 2 -
2 印鑑登録証明事務.....	- 3 -
（1）法的根拠.....	- 3 -
（2）本市における条例制定の経緯.....	- 4 -
（3）法的性格.....	- 5 -
（4）用語の定義.....	- 5 -
第2 条文解釈.....	- 7 -
1 趣旨.....	- 7 -
2 登録の資格.....	- 7 -
3 登録印鑑の制限.....	- 9 -
4 登録の申請.....	- 14 -
5 登録申請の確認.....	- 15 -
6 印鑑の登録.....	- 18 -
7 印鑑登録証の交付.....	- 19 -
8 印鑑登録証の引替交付.....	- 20 -
9 印鑑登録証の亡失届.....	- 21 -
10 印鑑登録の廃止届等.....	- 21 -
11 登録事項の修正.....	- 22 -
12 印鑑登録の抹消.....	- 23 -
13 印鑑登録原票の再製.....	- 25 -
14 印鑑登録証明.....	- 26 -
15 印鑑登録証明の交付申請.....	- 27 -
16 代理人による申請等.....	- 28 -
17 閲覧の禁止.....	- 29 -
18 質問調査.....	- 30 -
19 千葉県行政手続条例の適用除外.....	- 31 -
20 委任.....	- 31 -
参考.....	- 32 -
様式第1号（印鑑登録申請書、印鑑登録亡失届、印鑑登録廃止届、登録印鑑亡失届）.....	- 32 -
様式第2号（照会書）.....	- 33 -
様式第3号（印鑑登録原票）.....	- 34 -
様式第4号（印鑑登録証）.....	- 35 -
様式第5号（印鑑登録証引替交付申請書）.....	- 36 -
様式第6号（印鑑登録事項変更届）.....	- 37 -
様式第7号（印鑑登録抹消通知書）.....	- 38 -
様式第8号（印鑑登録証明書）.....	- 39 -

## 第1 概説

### 1 印鑑証明制度の沿革

印鑑証明の制度は、明治4年9月2日付け太政官布告第456号における「諸品売買取引心得方定書」において「約定書へ相用候印判は、実印又は商用判の類印紙兼て身元町村差配の庄屋或は年寄共方へ差出置可申庄屋年寄共方にては一纏に致し印鑑帳を仕立置何時にても引合せ出来候様可致候事・・・」と定められたことに由来する。

その後、明治6年7月5日付け太政官布告第239号で「人民相互の諸證書面に爪印或は花押等を相用ひ候者間々有之候処当明治6年10月1日以後の證書には必ず実印を用ゆ可し・・・」と定められた。さらに、明治11年7月25日付け太政官達第32号で府県職制並事務章程（明8・11・30太政官達203）が廃止されるとともに、府県官職制が定められたが、この中で「戸長職務の概目」として、その第11に「町村内の人民の印影簿を整置する事」が明定されたのである。

市制町村制（明治21年法1）の施行後は、明文の規定もないままに、印鑑証明は引き続き市町村で行われ、明治44年の市制町村制の全面改正後も従来の慣例により、市町村に属する事務として処理され、昭和22年制定の地方自治法に引き継がれたのである。

ところが、時代の推移とともに、近時人口の流動化が全国的な規模となり、また経済活動が拡大するにつれて、その事務量は急激に増加した。このように事務量が増加すると、市区町村間における制度の不統一（一部では、条例・規則を設けず、古くからの慣例で執行）と印鑑照合事務（直接証明方式）における正確性の困難さ等の問題が次第に顕在化し、多方面（全国市長会、全国戸籍事務協議会等）から印鑑法の制定など、制度の改善合理化が自治省へ要望されるようになった。

このため、昭和46年10月、市区町村における印鑑の登録及び証明に関する事務の合理化をはかるための基本的な考え方について調査研究を行うことを目的として、自治省内に「印鑑証明事務合理化研究会」（会長・堀家嘉郎弁護士）が設けられ、この研究会は、昭和48年3月、自治大臣に対して「印鑑の登録および証明制度の合理化に関する報告書」を提出した。

自治省では、報告の提出を受け、条例準則によらず必要最小限の基本的事項について行政指導を行う方法によることが適当であるとの結論を得、印鑑の登録および証明の事務に関する行政指導の内容について検討した結果、昭和49年2月1日自治振第10号「印鑑の登録および証明に関する事務について」により、印鑑の登録および証明に関する事務が正確かつ迅速に処理され、住民の利便を増進するとともに取引の安全に寄与し、併せて市町村の行政の合理化を資することを目的とし、印鑑登録証交付と間接証明方式を柱とした「印鑑登録証明事務処理要領」を示した。

その後、効率的な事務の執行を図るため「印鑑登録証明事務処理要領の一部改正（平成2年7月30日自治振第72号）」により、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することとし、この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調整できるものとされた。また、印鑑登録証明書における印影の写しに、印鑑登録原票（可視台帳）に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しが含まれるものであることとされた。

※「直接証明方式」とは、住民が持参した印鑑の印影と既に登録してある印鑑の印影とを肉眼で照合することによって印鑑の同一性を証明する方式

※「間接照明方式」とは、前もって印鑑登録原票に登録してある印鑑の印影を複写機によって複写し、これによって現出した印影について「登録されている印影の写しであることに相違ない」旨を証明する方式

※「統合管理する」とは、登録番号等を共有する等の方法により、印影を登録した印鑑登録原票と印影以外の事項を登録した印鑑登録原票と機能的な一体性が確保しつつ両者を管理する。

※「これに準ずる方法」とは、磁気テープによる方法と同様に情報処理機器を利用して、文字が示す内容を一度別の形態（電流、磁力線光線等）に変換し、変換されたものを何らかの物理的、化学的变化（残留磁気、光線の透過率の変化、電気抵抗の変化として蓄えることによって記録する方法

※「一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」とは、記録されるべき事項が正しく一定の場所に記録できるとともに、一度記録された内容が長期にわたって保存でき、かつ、必要に応じて記録されている内容を適宜取り出すことができる者を指しており、具体的には、磁気ディスク、磁気ドラム、光ディスク等が当たる。

※「光学画像読取装置」とは、一つの画像を細かい縦と横の線で区切り、光センサーでその交点を白か黒（印影の場合は朱色も含む）かを識別し、その結果をデータとして電子計算機に入力する装置のことをいう。

## 2 印鑑登録証明事務

### （1）法的根拠

印鑑証明の事務は、このように古くから市区町村において慣例的に行われてきたものであり、印鑑の彫刻・使用さらには登録・証明について直接規定している根拠法令はないが、現行法律上、地方自治法第2条第2項及び同条第3項に定める事務の一貫として、市町村の処理すべき自治事務として位置付けられ、各市区町村の住民のためにする公証事務であり、その性質は公共事務であると解されている（行実 昭28・6・29自治行第148号）

本市においては、地方自治法第14条第1項及び第2項を受けて条例化を図り取扱っている。

地方自治法第2条第2項

「普通地方公共団体は、地域における事務・・・を処理する。」

地方自治法第2条第3項

「市町村は、基礎的な地方公共団体として、第5項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする」

地方自治法第14条第1項

「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。」

地方自治法第14条第2項

「普通地方公共団体は、行政事務の処理に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか条例

でこれを定めなければならない。」

## (2) 本市における条例制定の経緯

昭和45年12月「千葉市印鑑条例」、昭和46年「千葉市印鑑条例施行規則」（昭和46年2月1日施行）を制定し、直接証明方法を間接証明方式に保護申請制度を設ける等の一部改正を実施し、昭和48年1月31日まで登録印鑑の切り替え手続きを行っていた。

「印鑑登録証明事務処理要領」を各都道府県を通じ提示したことを踏まえ、また、本市における首都圏の一角として増加する一方の人口と市民の経済活動の拡大とによる印鑑登録証明書の需要の増大、加えて事務合理化の観点から、当事務の処理のあり方について専門部会（市民センター事務研究会）で検討し、印鑑登録証明事務の正確かつ公正を期するとともに、これに係る事務処理の的確かつ効率的な処理をするため、従来の印鑑登録証明制度を全面的に改正することになった。

その内容は、

ア 印鑑の登録（切替登録を含む。）を受けた者には、印鑑登録証（カード）を交付する。

イ 印鑑登録原票を住民票から分離し、別保管（登録者が多い本庁及び中央地区市民センター）とする。

ウ 証明書の交付は、印鑑登録原票の写しを認証し、事務処理の合理化を図るため機械化する。

以上3点を基本とした新たな千葉市印鑑条例及び千葉市印鑑条例施行規則が制定され、昭和54年10月1日から施行されることになった。

また、昭和62年2月住民情報オンラインシステムの稼働に際し、事務処理の簡素化及び市民サービスの向上を図るため、昭和61年8月千葉市印鑑条例施行規則の一部改正を実施「磁気テープ付印鑑登録証」を採用し、平成5年12月28日までの期限でその引替手続きを実施した。

その後、「印鑑登録証明事務処理要領」等の一部改正（平成5年12月20日付自治振第207号）が実施されたことから、平成6年6月千葉市印鑑条例の一部改正（千葉市条例第25号）を実施するとともに、平成6年9月千葉市印鑑条例施行規則の一部改正（千葉市規則第47号）を実施し、平成6年9月20日印鑑登録証明書の自動交付を実施した。

なお、平成24年3月31日に、老朽化した自動交付機を廃止し、現在、印鑑登録証明書の自動交付は実施していないことから、平成24年6月28日付け条例及び規則の一部改正（同年7月9日施行の外国人台帳整備に伴う住民基本台帳法の改正）をあわせて実施した。

平成25年9月24日には、登録事項の修正及び印鑑登録証明書の交付申請における本人確認並びに登録申請時の文書による照会・回答書持参時の本人確認について定めるために条例及び規則の一部改正を実施した。

平成26年6月1日には、「申請書等の押印見直し指針」に基づき、印鑑登録申請書等の押印欄の削除等を行い、規則の一部改正を実施した。

平成29年1月1日の「新住民記録システム」稼働及び同月30日の「コンビニ交付サービス」開始に伴い、条例及び規則の一部改正を実施した。

令和元年11月5日には、印鑑登録証明事務処理要領の改正（同日住民票への旧氏記載に係る住

民基本台帳法施行令の一部改正)が実施され、氏に変更があった者について旧氏の住民票への記載を求めることができることとなったため、登録を受けることができる印鑑について旧氏を使用しているものを可能とする千葉市印鑑条例の一部改正を実施した。

令和元年12月19日には、同月14日付で印鑑登録証明事務処理要領の改正(令和元年6月14日成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う成年被後見人等に係る欠格条項等に係る措置の見直し)が実施されたことを踏まえ、印鑑登録に係る成年被後見人の欠格条項を改める千葉市印鑑条例の一部改正を実施した。

令和4年6月1日には、同年4月1日付で国民年金法の一部が改正されたことを踏まえ(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づく国民年金手帳の廃止)、千葉市印鑑条例規則中の国民年金手帳に係る条項を削除した。

### (3) 法的性格

印鑑登録証明は、市区町村が行う或る種の公証行為であり、印鑑登録証明には本人の同一性と印鑑の同一性を担保する要素を有しているところから、明治以来の印鑑登録証明という制度を利用して同一性を確認するという方法が存在してきた。

大審院の判例によると、「印鑑証明は、公証行為の一種に属し、その本質は、公共団体の支配権に基づく作用すなわち権力作用たる行為である。」と判示している。

印鑑登録証明の実務は、担当する職員の名で行うものではなく、市区町村の名で証明するものであるため、地方公共団体の公権力にもとづくものであると判断される。

このことから、当事務に携わる当該職員は、国家賠償法第1条第1項に規定する「公共団体の公権力の行使にあたる公務員」に該当するものとなる。したがって、担当職員が故意又は過失によって虚偽の印鑑登録証明書を交付したときは、国家賠償法第1条第1項の規定により市区町村は、損害賠償の責任を負うことになるわけである。この場合、当該担当職員に故意又は重大なる過失があったときは、その担当職員が属する市区町村はその職員に対して求償権を有することとされている。

### (4) 用語の定義

本市の条例等の解釈運用にあたっての主な用語は、次のように定義する。

#### ア 印鑑

印材(木・石・骨・金属など)に文字を彫刻した印章(印・印判)及びこれをもって紙等に押した印影をいう。一般に、市区町村に届けてある印鑑を「実印」といい、「認印」とは区別されている。

#### イ 印鑑の登録

登録申請に基づき本人の意思を確認したのち、印鑑(印影)を市に備え付けてある印鑑登録原票に登録することをいう。

#### ウ 印鑑登録証明書

印鑑登録原票に登録されている印鑑の印影又は光学画像読取装置により読み取って磁気テープ等に記録された印影に「この写しは、登録されている印影と相違ない」旨を証明した書面(間接証明方式)。

エ 印鑑登録証

印鑑登録をした者に、印鑑登録済の「証」として交付するもの。

（印鑑登録証明書の交付申請をする際に、印鑑登録者本人又はその代理人が、本人の意思に基づき申請行為がなされていることとみなす機能をもつものである。）

オ 委任

当事者の一方（委任者）が、相手方（受任者）に法律行為その他の事務処理を委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する契約であり、受託者は、委任を受けた事務を処理する権限をもつ。

カ 委任の旨を証する書面

印鑑登録者本人が第三者を代理人としてある行為を委託した意思が明示されていると認められる書面で、具体的には、委任状、代理人選任届等がある。

キ 暗証番号（平成24年3月の自動交付機廃止に伴い規則改正により廃止）

印鑑登録証明書の自動交付を希望した者が自ら届出をした4桁の番号（自動交付の方法は、暗証番号を本人しか知らないということを前提に成り立つものであることから本人自ら届出るものとする。）

## 第2 条文解釈

### 1 趣旨

#### 【条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

#### 【規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市印鑑条例（昭和54年千葉市条例第31号。以下「条例」という。）  
第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

本条は、この条例に規定する内容及び目的を示したものである。

印鑑登録事務は、住民の権利義務に密接な関係をもつものであり、事務処理にあたっては公正かつ正確を期することが重要であることから、印鑑の登録及び証明について基本的事項をこの「条例」に規定し明らかにしたものである。

また、規則は、条例施行に必要な申請書等の様式及び条例第20条の規定に基づく委任により市民が行う手続き等を規定したものである。

### 2 登録の資格

#### 【条例】

(登録の資格)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とするものとする

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 意思能力を有しない者

本条は、印鑑の登録を受けることができる者の資格について規定したものである。

#### 1 印鑑の登録ができる者

(1) 住民基本台帳に記録されている者

この条例により印鑑の登録を受けることができる者は、本市が備える住民基本台帳に記録されている者としている。したがって、本市の区域内に居住していても、本市が備える住民基本台帳に記録されていない者の印鑑の登録はできない。

- ・ 転出届をし、転出証明書の交付を受けても転出予定日前日までは住民票に記録されているので登録できるが、転出予定日を経過しているものについては、住民票が削除されているので登録することはできない。

- ・ 住民票を消除すべき事由がすでに発生している者（死亡・転出未届者・国外移住未届者等）は登録することができない。

※ 国外移住届を行い、外国に居住している者については、在住地の領事館（大使館又は公使館）で印鑑登録証明書にかわる証明を受けるよう指導する。（行政実例参照）

## 2 印鑑の登録ができない者

印鑑の登録をするか否かは、本人の意思に基づいてなされるものであるから、それだけの意思能力があるかが重要なポイントとなる。

- ・ 意思能力とは、自分の行為の責任を弁識するに足りる能力、即ち自己の行為の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定する行為精神能力とされている。

民法には、何歳から意思能力が発生するか明記していないが、行政行為の画一性及び統一性の必要から、民法の条文の規定から判断し、次の者を登録欠格者とした。

① 15歳未満の者

② 意思能力を有しない者

※ 15歳未満の者が印鑑登録をすることができないとした明確な法律上の根拠はないが、次の民法の条文の規定に由来する。

- ・ 民法第791条第2項（子の氏の変更）

子が15歳未満であるときは、その法定代理人がこれに代わって前項の行為をすることができる。

- ・ 民法第797条（15歳未満の養子の代諾）

養子となる者が、15歳未満であるときはその法定代理人がこれに代わって縁組の承諾をすることができる。

- ・ 民法第961条（遺言能力）

満15歳に達した者は、遺言することができる。

※ 意思能力を有しない者が印鑑登録することができないとした理由は、印鑑登録をするか否かについて、本人の申請意思の確認を行うことが困難であることによる。

しかし、意思能力の有無を実質的に審査して判断することは困難であるため、具体的には次のとおり外形的に判断するものとする。

- ・ 成年被後見人でない者は、意思能力を有する者と認める。（15歳未満の者を除く）
- ・ 成年被後見人であっても、成年後見人を伴い、かつ成年被後見人本人が申請等を行う場合は、意思能力を有する者と認める。

成年被後見人が成年後見人を伴っていない場合は、意思能力の有無を確認できないものとするが、その根拠は成年被後見人について、「精神上の都合により事理を弁識する能力を欠く状況にある者」とする次の民法の条文の規定に由来する。

- ・ 民法第7条（後見開始の審判）

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

成年被後見人が成年後見人を伴い、かつ、成年被後見人本人が申請等を行う場合に、意思能力を有する者と認める理由は、法定代理人たる成年後見人が、成年被後見人本人の申請意思を十分に確認したうえで申請を行うものと認めることができることに併せて、成年被後見人本人が申請するという事実行為により、本人が申請意思を有していると認めることができるためであり、その根拠は次の民法の条文の規定に由来する。

- ・ 民法第8条（成年被後見人及び成年後見人）

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

- ・ 民法第9条（成年被後見人の法律行為）

成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

- ・ 民法第858条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- ・ 民法第859条（財産の管理及び代表） 第1項

後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

### 3 登録印鑑の制限

【条例】

(登録印鑑の制限)

第3条 登録を受けることができる印鑑は、1人につき1個とする。

2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの

(5) 印影を鮮明に表しにくいもの

(6) その他市長が、登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めたもの  
3 前項第1号又は第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

印鑑登録証明事務の性格上、無制限に印鑑の登録を認めることは、印鑑の発生の歴史や関係法規、現在の社会の慣習からみても望ましいものではなく、印鑑と本人の同一性を誤認するおそれがある印鑑の登録は避けるべきである。

また、印鑑登録原票に印影を登録し、これを複写して印鑑登録証明書として発行しても差し支えない範囲のものでなければならぬことから、登録する印鑑には、一定のルールを設けておく必要がある。

このようなことを踏まえ、本条は、行政の画一性と統一性及び本人の意思と印鑑の同一性の見地から1人1個の印鑑登録の原則（数量の制限）と登録できない印鑑の基準を明文化したものである。

印鑑に表す字体は、てん書・れい書・楷書・行書・草書の5体があるといわれており、どの字体を使用してもさしつかえないが、極端な図案化等をしたため通常的能力、一般常識から言って本人の氏名を表していると認められないものは、印鑑の登録に関する秩序を維持するために登録の受理について一考を要し、誰にも読める字体（戸籍・住民票の氏名と同一）に彫刻してもらうよう指導する必要がある。

なお、特殊なもので、字体が氏名を表しているかどうか判断しにくいものは、参考図書を調査のうえ、慎重に取り扱うこと。

※ 文字の字形が異なっているとしても、住民票における文字と同一の文字を表している限り、当該印鑑の登録は認めることとして差し支えない。

なお、住民票における文字と同一の文字を表していると認められる範囲を判断するに当たっては、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成23年法務省告示第582号）」も参考にする。

条例第3条第2項の号数		住民票に記載されている文字	登録できない印鑑		登録できる印鑑	
			印鑑の文字	表示の方法・状態	印鑑の文字	表示の方法・状態
1号	1	千葉 太郎 千葉[亥鼻] 太郎			千葉太郎	氏名を表したもの
	2	〃			千葉	氏を表したもの
	3	〃			太郎	名を表したもの
	4	〃			亥鼻	旧氏を表したもの
	5	〃			亥鼻太郎	旧氏・名を表したもの
	6	〃			千葉亥鼻	氏・旧氏を表したもの
	7	〃			千葉亥鼻太郎	氏・旧氏・名を表したもの
	8	〃	千	氏の一部を表したもの		
	9	〃	太	名の一部を表したもの		
	10	〃	亥	旧氏の一部を表したもの		
	11	〃	葉太郎	氏の一部と名の全部を組合わせたもの	千葉太	氏の全部と名の一部（頭文字）を組合わせたもの
	12	〃	鼻太郎	旧氏の一部と名の全部を組合わせたもの	亥鼻太	旧氏の全部と名の一部（頭文字）を組合わせたもの
	13	〃	葉郎	氏の一部（頭文字でない）と名の一部を組合わせて表したもの	千太	氏の一部（頭文字）と名の一部（頭文字）を組合わせて表したもの
	14	〃	鼻郎	旧氏の一部（頭文字でない）と名の一部を組合わせて表したもの	亥太	旧氏の一部（頭文字）と名の一部（頭文字）を組合わせて表したもの
	15	〃	ちば チバ いのはな イノハナ	氏又は旧氏の漢字を「ひらがな」、「カタカナ」又は「変体かな」に替えて表したもの	たろう タロウ	名の漢字を「ひらがな」又は「カタカナ」に替えて表したものの

条例第3条第2項の号数		住民票に記載されている文字	登録できない印鑑		登録できる印鑑	
			印鑑の文字	表示の方法・状態	印鑑の文字	表示の方法・状態
16	千葉 太郎 千葉[亥轟] 太郎	千轟太郎	氏の一部、旧氏の一部と名の全部を組合わせたもの	千葉亥轟太	氏及び旧氏の全部と名の一部(頭文字)を組合わせたもの	
	17	〃		千葉轟太 葉亥轟太	氏の全部及び旧氏の一部又は氏の一部及び旧氏の全部と名の一部(頭文字)を組合わせたもの	
	18	〃	葉轟郎	氏及び旧氏の一部(それぞれ頭文字でない)と名の一部を組合わけて表したものの	千亥太	氏及び旧氏の一部(それぞれ頭文字)を組合わけて表したものの
	19	〃	ちばいのはな チハイノハナ ちばイノハナ チバいのはな	氏と旧氏を組み合わせたもので、その全部の漢字を「ひらがな」、「カタカナ」又は「変体かな」に替えて表したものの	千葉いのはな チバ亥轟	氏と旧氏を組み合わせたもので、そのいずれか一方の漢字を「ひらがな」、「カタカナ」又は「変体かな」に替えて表したものの
	20	千葉たろう	太郎	名の「ひらがな」を「漢字」又は、「変体かな」に替えて表したものの	タロウ	名の「ひらがな」を「カタカナ」に替えて表したものの
	21	千葉タロウ	太郎	名の「カタカナ」を「漢字」又は、「変体かな」に替えて表したものの	たろう	名の「カタカナ」を「ひらがな」に替えて表したものの
	22	〃		名の「変体かな」を「漢字」に替えて表したものの		名の「変体かな」を「ひらがな」又は「カタカナ」に替えて表したものの
	23	千葉 花	千葉華	別字に書き替え表したものの	千葉花子	女子の場合、「子」を加えて表したものの
	24	千葉 太郎 千葉[亥轟] 太郎	CHIBA	氏名・氏・旧氏若しくは名をローマ字で表わしたものの(外国人を除く)	千葉	一般に同字とよばれる文字に替えて表したものの(浜→濱)
	25	金 一男 (千葉太郎) TARO CHIBA	金太郎	外国人で通称と本名を組合わせた(混用)もの	千葉太郎	外国人で通称若しくは片仮名表記又は通称若しくは片仮名表記の一部で表されているもの
	26	TARO CHIBA	千葉太郎  T・C	ローマ字で登録されている外国人で ①「漢字」「ひらがな」又は「カタカナ」に替えて表しているもの(カタカナ表記として、備考欄に登録のあるものを除く) ②ニックネームによるもの(通称として登録のあるものを除く) ③氏名の頭文字又は名だけの頭文字	TARO CHIBA  TARO  T・CHIBA	ローマ字で登録されている外国人で ①ネームの全部を表わしたものの ②ファースト、ミドル、ラストネームのいずれか若しくはそれらを組合わせたものの ③ファースト、ミドル、ラストネームのいずれかと他の頭文字を組合わせたものの
	2号	27	千葉 太郎 千葉[亥轟] 太郎	弁護士 千葉太郎  弁護士 亥轟太郎  弁護士 千葉亥轟太郎	氏・旧氏・名以外の事項を表しているもの 職業・資格・芸名・ペンネーム・屋号・雅号・住所・生年月日等、模様図柄等を表しているもの(唐草模様・電紋等)	千葉太郎之印  亥轟太郎之印  千葉亥轟太郎之印
3号	28		印影変形	ゴム印・エポナイト印等で変形しやすい材質のもの 指輪にきざんだもの		

条例第3条第2項の号数		住民票に記載されている文字	登録できない印鑑		登録できる印鑑	
			印鑑の文字	表示の方法・状態	印鑑の文字	表示の方法・状態
4号	29		8mm 	一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの	8mm  25mm	一辺の長さ8mmの正方形に収まらないものであって一辺の長さ25mmの正方形に収まるもの
	30		 25mm	一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの	 25mm	一辺の長さ25mmの正方形を超えるものであっても押印の仕方によって収まるもの
5号	31		印影不鮮明なもの	印面が平でないもの又は印面が破損又はま減しているもの		
	32		縁（輪郭）のないもの	縁がないもの又は外枠の4分の1程度がかけているもの		
	33		判読困難なもの	極端に図案化した文字で判読ができないもの		
6号	34		既登録印	他の者が既に登録してあるもの		他の者が登録を抹消された印鑑
	35		類似の印	他の者が既に登録してある印影に類似しているため判別に困難なもの		既製印鑑は、注文印鑑と明確に区別できないのでのぞましくないが、原則として登録を認める
	36			故意にき損したと同様に調整したもの		
	37			1個の印材の上下に刻印し、2人が登録するもの（1人のみの登録は認める）		
	38			その他、不相当と認められるもの		

## 4 登録の申請

### 【条例】

(登録の申請)

第4条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、登録の申請を市長に対して行わなければならない。

### 【規則】

(申請、届出等)

第2条 条例第4条及び第8条第1項の規定による申請並びに条例第9条、第11条第1項及び第10条の規定による届出又は返納は、区役所市民総合窓口課又は市民センターに行うものとする。

(印鑑登録申請書及び印鑑登録証の亡失届等)

第3条 条例第4条に規定する印鑑の登録の申請並びに条例第9条に規定する印鑑登録証の亡失の届出及び条例第10条に規定する印鑑の登録の廃止の届出及び登録を受けている印鑑の亡失の届出は、印鑑登録申請書、印鑑登録証亡失届、印鑑登録廃止届及び登録印鑑亡失届(様式第1号)によってするものとする。

本条は、印鑑の登録について、本人申請主義の原則とその方法を規定したものである。

#### 1 本人申請(出頭)主義の原則

印鑑の申請をするか否かについては、本人の意思に基づいて行われるものであるところから本人申請(出頭)主義を原則とした。

ただし、本人が成年被後見人である場合については条例第2条の解釈により、成年被後見人を伴ったうえでの本人申請(出頭)を要するものとした。

なお、本人(本人が成年被後見人である場合を除く)が疾病その他やむを得ない理由により、自ら申請することができないときは、代理人による申請ができることになっている。(条例第17条)

#### 2 印鑑の持参

印鑑の登録の申請には、必ず登録を受けようとする印鑑を持参しなければならない。

#### 3 印鑑登録の申請先

印鑑の登録の申請は、最寄の区役所市民総合窓口課又は市民センターに行うものとする。

なお、当該条例中の他の申請及び届出又は返納も同様とする。

#### 4 書面による申請

(1) 印鑑の登録を受けようとする者は、規定する印鑑登録申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

(2) 申請書には、登録を受けようとする者が、氏名欄に署名又は記名押印の上、住所・生年月日等の必要事項を記載し、申請者・届出者欄に本人申請のときは、該当する番号1に○をする。

なお、代理人申請のときは、登録を受けようとする者の氏名、住所、生年月日等の必要事項を記載し、申請者・届出者欄の番号2に〇をし、代理人の氏名欄に署名又は記名押印し、住所を記載する。この場合、印鑑を持参しないときは、拇印でもよい。

(3) 盲目・身体障害者等で自ら記載できないときは、職員による記載もやむを得ないが、その場合余白部分にその旨を記載する。

## 5 登録申請の確認

### 【条例】

(登録申請の確認)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

2 前項の規定による確認は、印鑑の登録の申請の事実について郵送により当該登録申請者に対して文書で照会し、規則で定める期日までにその回答書及び規則で定める文書を当該登録申請者に持参させることによって行うものとする。

3 市長は、登録申請者が登録を受けようとする印鑑を自ら持参して申請した場合は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を求めて第1項に規定する確認を行うことができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可書若しくは身分証明書で本人の写真を貼り付けたもの

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により登録申請者が本人に相違ないことを保証され、登録されている印鑑を押した書面

### 【規則】

(登録申請の確認の照会書等)

第4条 条例第5条第2項に規定する照会の文書及び回答書は、照会書・回答書(様式第2号)によるものとする。

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める期日は、照会書を発送した日から起算して1月を経過した日とする。

(登録申請者に持参させる文書)

第5条 条例第5条第2項に規定する規則で定める文書は、登録申請者に係る次の各号のいずれかとする。

(1) 条例第5条第3項第1号に規定する文書

(2) 健康保険の被保険者証

(3) 恩給その他これに類する給付に係る証書

(4) 生活保護費受給に係る証明書

(5) その他当該登録申請者が本人であることを確認できる文書として市長が適当と認めるもの

(免許証等の要件)

第6条 条例第5条第3項第1号に規定する官公署の発行する免許証等は、写真に割印を押してあるもの、浮出しプレスによる証印のあるもの、せん孔によるプレスのあるもの又は特殊加工してあるものとする。

(登録申請意思の保証)

第7条 条例第5条第3項第2号の規定による保証は、印鑑登録申請書の保証書欄にするものとする。

本条は、印鑑の登録申請者が本人に相違ないこと及び当該申請が本人の意思に基づくものであるということを確認しなければならないことと、その確認の方法とを規定したものである。

印鑑の登録にあたっては、本人の権利を保護するためにも厳格かつ慎重な取り扱いが必要であることはいうまでもない。「登録は厳格に、証明は簡単に」という処理要領の基調に則り、本人及び本人の意思確認の具体的方法を制度化したものである。

## 1 文書による照会

(1) 照会書は、規則第4条に規定する様式第2号に住所・氏名・回答期限及び発送日を記載し、郵送する。郵送先は、申請書と住民票とを照合した宛先とする。

なお、本人から特別に指定のある場合は、その場所（入院中の病院・刑務所等）に郵送する。

(2) 回答書は、規則第4条に規定する様式

第2号に記載押印し、発送の日から起算して1か月以内に持参しなければならない。1か月を超えた回答書は無効とする。また、本人確認文書も一緒に提示する必要がある。

なお、回答書は、代理人による持参ができるが、この場合「委任の旨を証する書面」の添付等が必要である。ただし、代理人が本人の成年後見人の場合には当該書面の添付は不要である。

(3) 規則第5条第5号に規定する市長が適当と認める書類とは、同条各号で定める書類に類するもので、氏名及び生年月日等が記載されているものとする。

※例として、令和4年3月8日付法務省民事局第一課補佐官からの事務連絡を参考とし、国民年金法に基づいて発行される基礎年金番号通知書又は既交付されている国民年金手帳が挙げられる。

## 2 文書による照会以外の確認

(1) 官公署の発行した免許証等による確認

印鑑の登録を受けようとする者が、本人自ら登録を受けようとする印鑑を持参し官公署の発行した免許証・許可証等を提示した場合においては、文書による照会・回答書の持参方法をとらないで本人を確認することができる。

※ 免許証・許可証は、次の要件をすべて具していなければならない。

ア 官公署が発行したもの

イ 写真が貼付されていること

ウ 写真に割印・浮出しプレスによる証印・せん孔によるプレス又は特殊加工（ラミネート加工）してあること。

エ 有効期間の定めのあるものは、有効期間内の者に限る。

※ 官公署とは、国及び地方公共団体の機関をいい、「官公署の発行した免許証」等には、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人がその職員に対して発行した身分証明書は含まないものとする。

外国の機関が発行したものは、官公署の範囲も異なり、また取り扱い上、その信用性の確認が困難であることから除外する。

※ 免許証・許可証等とは、自動車運転免許証・旅券・猟銃免許証・電気工事免許証・航空従事者技能証明書・無線従事者免許証・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に発行されたもの）などをいう。

## （2）保証書による確認

すでに千葉市に印鑑登録している方が、印鑑登録申請書（様式第1号）の保証欄（保証人の自筆）により住所・氏名・生年月日・印鑑登録番号（印鑑登録証受領者に限る。）を記載し、かつ登録してある印鑑を鮮明に押印し、登録しようとする方が本人に相違ないと保証した場合は、文書照会による確認は行わない。

## （3）登録申請の確認

登録申請を確認する際には、次の事項に注意しなければならない。

ア 条例第2条に規定する登録の資格を有すること。

イ 条例第3条第1項に規定する1人1個の登録であり、かつ同条第2項に規定する登録できない印鑑に該当しない印鑑であること。

ウ 条例第4条に規定する本人又は本人の委任を受けた代理人による申請であること。

代理人による申請の場合は、条例第17条第2項に規定する「委任の旨を証する書面」が添付されていること。

エ 条例第5条に規定する登録を受けようとする本人の意思が確認できること。

なお、第2項の規定に基づく方法により、登録申請の意思を確認する場合は、期限内に回答書を持参した日をもって登録申請を受理した日とする。

オ 規則第3条に規定する印鑑登録申請書（様式第1号）の記載内容が正確であること。

カ 本人が成年被後見人である場合に、本人の真正な成年後見人であることを確認できること。

※ 申請者本人が成年被後見人である場合の成年後見人の真正性の確認

成年被後見人に係る次に掲げる手続きにおいて、本人の手続きに成年後見人が同伴する場合又は成年後見人が本人の代理人として手続きを行う場合に、当該成年後見人が本人の真正な成年後見人であることを確認するために、「登記事項証明書」を提示させるとともに成年後見人及び成年被後見人の本人確認を「戸籍事

務及び住民基本台帳事務における本人確認等に関する要綱」に準じて行うものとする。

- (1) 印鑑の登録の申請（第4条）
- (2) 印鑑登録証の引替交付申請及び受領（第8条第1項、第8条第2項）
- (3) 印鑑登録証明の交付申請及び受領（第15条第1項、第15条第2項）
- (4) 印鑑登録申請の確認に伴う照会・回答書の持参（第5条第2項）
- (5) 印鑑登録証の交付（第7条）
- (6) 印鑑登録証の亡失届・廃止届・登録事項の修正届（第9条・第10条・第11条第1項）

記載内容が住民基本台帳と異なり、本人又は代理人の申請として疑問があると思われるときは、条例第18条の規定により関係人に対し質問等を行う。この場合、故意又は理由なく質問等に応じないときは、本人意思が確認できないものとして申請を受けない。

## 6 印鑑の登録

### 【条例】

（印鑑の登録）

第6条 市長は、前条の規定により確認をしたときは、印影のほか次に掲げる事項を印鑑登録原票に登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）
- (4) 出生の年月日
- (5) 男女の別
- (6) 住所
- (7) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

### 【規則】

（印鑑登録原票）

第8条 条例第6条に規定する印鑑登録原票の様式は、様式第3号とする。

## 1 印鑑登録原票の作成

### (1) 様式の出力

申請の確認ができた場合、住記オンラインシステムに印影の種類等の印影情報など必要事項を入力し、規則第8条に規定する印鑑登録原票（様式第3号）を出力する。

### (2) 印影の押印

出力した登録原票に朱肉で印影を押印する。

### (3) 印影の読取

専用の光学画像読取装置により、印影を読み取り、システムに登録する。

### (4) 印鑑の共有の確認

システム端末で表示される同一世帯内で使用している印鑑と同じものでないか確認する。

### (5) 原票の確認

登録された原票の内容を申請書等と確認する。

### (6) 印鑑登録証の交付

条例第7条に規定する、印鑑登録証を交付する。

## 7 印鑑登録証の交付

### 【条例】

#### (印鑑登録証の交付)

第7条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、印鑑登録証(印鑑の登録を受けている者について、その者を識別するための磁気を付したカードをいう。以下同じ。)を当該印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)に直接交付するものとする。

### 【規則】

#### (印鑑登録証)

第9条 条例第7条に規定する印鑑登録証の様式は、様式第4号とする。

2 前項の印鑑登録証に、6桁又は7桁の番号を附するものとする。

#### (受領印)

第10条 市長は、条例第7条及び第8条第2項の規定により印鑑登録証を交付したときは、その交付を受けた者から署名又は受領印を徴するものとする。

#### (印鑑登録証の管理)

規則第19条 印鑑登録者は、条例第8条第1項及び第15条第1項に規定する申請を代理人により行う場合を除き、印鑑登録証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

1 印鑑登録証は、前条の規定により印鑑を登録した後、印鑑登録者に直接交付する。

- 2 印鑑登録証は、6桁又は7桁の番号を附している。
- 3 印鑑登録証を交付する際、印鑑登録申請書（様式第1号）中、受領印欄に受領者から署名又は印を徴する。なお代理人が印鑑登録証を受領するときは、「委任の旨を証する書面」の添付が必要である。

## 8 印鑑登録証の引替交付

### 【条例】

(印鑑登録証の引替交付)

第8条 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚染又はき損したときは、市長に当該印鑑登録証を添えて印鑑登録証の引替交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して当該申請をした者に直接印鑑登録証を交付するものとする。

### 【規則】

(受領印)

第10条 市長は、条例第7条及び第8条第2項の規定により印鑑登録証を交付したときは、その交付を受けた者から署名又は受領印を徴するものとする。

(印鑑登録証引替交付申請書)

第11条 条例第8条第1項に規定する印鑑登録証の引替交付の申請は、印鑑登録証引替交付申請書(様式第5号)によってするものとする。

(印鑑登録証の返納)

第12条 条例第8条第2項に規定する印鑑登録証の引替交付を受けた者は、印鑑登録証と引替に旧印鑑登録証を返納しなければならない。

本条は、印鑑登録証が著しく汚染又はき損した場合に限り引換交付することを規定したものである。

※ 汚染とは、印鑑登録証としての形態が保たれているが、汚れがひどく、登録番号（識別できなくなったときを除く。）等が不鮮明となり印鑑登録証として本人が所持していることが不適当となった状態をいう。

※ き損とは、印鑑登録証が破損・変形等により規則第9条に規定する規格の形態がととのっていない状態をいう。

また、印鑑登録証の磁気が消滅した場合も含む。

1 印鑑登録証引替交付申請は、本人又はその代理人が申請することができるが、必ず印鑑登録証をそえなければならない。

なお、代理人による申請のときは、「委任の旨を証する書面」の添付が必要である。

2 申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認し、当該申請した者に新たな印鑑登録証を直接交付する。

(注)登録番号の識別ができないときは、条例第9条に規定する「印鑑登録証の亡失届」

の扱いとする。

3 印鑑登録証を交付する際、印鑑登録証引替申請書（様式第5号）中、受領印欄に受領者から署名又は印を徴する。

なお、印を持参しないときは、拇印でもよい。

## 9 印鑑登録証の亡失届

### 【条例】

(印鑑登録証の亡失届)

第9条 印鑑登録者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちに市長に対してその旨を届け出なければならない。

### 【規則】

(印鑑登録申請書及び印鑑登録証の亡失届等)

第3条 条例第4条に規定する印鑑の登録の申請並びに条例第9条に規定する印鑑登録証の亡失の届出及び条例第10条に規定する印鑑の登録の廃止の届出及び登録を受けている印鑑の亡失の届出は、印鑑登録申請書、印鑑登録証亡失届、印鑑登録廃止届及び登録印鑑亡失届(様式第1号)によってするものとする。

本条は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちに届け出なければならないことを規定したものである。

この印鑑登録証の亡失届には、前条の説明文中（注）のとおり登録番号の識別が困難な場合が含まれる。

1 印鑑登録証を亡失したときは、印鑑登録証亡失届（様式第1号）に必要事項を記入し署名又は記名押印する。

押印する印鑑は、特に限定せず、持参しないときは拇印でもよい。

なお、登録番号が記載できないときは、空欄でもよい。（届受理後、担当者が朱書きする。）また、代理人による届出は、「委任の旨を証する書面」の添付が必要である。

2 届出を受理した後は、印鑑登録原票を抹消する。

3 本条の届をした者で印鑑登録証明書が交付が必要なときは、新規に印鑑登録の手続きをさせる。

## 10 印鑑登録の廃止届等

### 【条例】

(印鑑登録の廃止届等)

第10条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするとき又は登録を受けている印鑑を亡失したときは、直ちに市長にその旨を届け出るとともに、印鑑登録証を返納しなければならない。

【規則】

(印鑑登録申請書及び印鑑登録証の亡失届等)

第3条 条例第4条に規定する印鑑の登録の申請並びに条例第9条に規定する印鑑登録証の亡失の届出及び条例第10条に規定する印鑑の登録の廃止の届出及び登録を受けている印鑑の亡失の届出は、印鑑登録申請書、印鑑登録証亡失届、印鑑登録廃止届及び登録印鑑亡失届(様式第1号)によってするものとする。

本条は、印鑑登録を廃止しようとするとき又は登録印鑑を亡失したときは、直ちに届け出なければならないことを規定したものである。

1 印鑑の登録を廃止しようとする要因

(1) 印鑑登録の必要性がなくなった場合

(2) 登録印鑑を変更しようとする場合

以前、印鑑登録変更(改印)制度として処理した経緯はあるが、印鑑の登録と廃止の手続きは、厳格に区分されることになり改印という簡便な方法はとれなくなった。

2 登録印鑑の亡失

紛失・焼失・盗難等のケースが考えられる。

3 届出の方法

(1) 印鑑登録を廃止しようとするときは、

印鑑登録廃止届(様式第1号)を、登録印鑑を亡失したときは、印鑑登録亡失届(様式第1号)に必要事項を記入し署名又は記名押印する。

押印する印鑑は、特に限定せず、持参しないときは拇印でもよい。また代理人による届出は「委任の旨を証する書面」の添付が必要である。

(2) 届出の際、印鑑登録証を返納させる。

4 届出を受理した後は、印鑑登録原票を抹消する。

1 1 登録事項の修正

【条例】

(登録事項の修正)

第11条 印鑑登録者は、第6条に規定する登録事項に変更があったときは、印鑑登録証を提示し、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、印鑑登録者が自ら届け出た場合であって、市長が第5条第3項第1号の文書の提示を求めて、当該届出者が印鑑登録者本人であること及び当該届出が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

2 市長は、前項の届出があったとき又は当該登録事項について変更があることを知ったときは、印鑑登録原票を修正するものとする。

## 【規則】

### (印鑑登録事項変更届)

第13条 条例第11条第1項に規定する印鑑登録事項の変更の届出は、印鑑登録事項変更届(様式第6号)によってするものとする。

本条、印鑑登録原票に登録している事項に変更があったときの届出の義務及び職権による修正処理について規定したものである。通常は、住民基本台帳に記録された事項と印鑑登録原票の登録事項とが相違することとなったときは、職権により印鑑登録原票を修正する。

#### 1 印鑑登録原票の修正原因

- (1) 戸籍法による婚姻・離婚・養子縁組等の届出を受理し、住民票の氏名の記載が修正されたとき。なお、条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当したときは、抹消する。
- (2) 住民票記載事項変更通知、戸籍照合通知又は入管法及び入管特例法に定める法務大臣からの通知等を受け、住民票の氏名・生年月日・男女の別の記載が修正されたとき。なお、条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当したときは、抹消する。
- (3) 通称、氏名の片仮名表記の変更申し出により、通称、氏名の片仮名表記の記載が修正されたとき。なお、条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当したときは、抹消する。
- (4) その他職権(訂正申出を含む)で住民票の記載が修正されたとき。なお、条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当したときは、抹消する。

#### 2 届出の場合

印鑑登録事項変更届により行う。

職権修正が主になり、届出手続きをする印鑑登録者はごく少数と思われるので省略する。この届出は、代理人もできる。なお、窓口では、積極的に届出するような指導は特にしない。

#### 3 職権による場合

住民票の記載の修正を行ったときで、印鑑登録原票を修正する必要がある場合は、戸籍届・住民異動届に基づき速やかに印鑑登録原票を修正する。

### 12 印鑑登録の抹消

## 【条例】

### (印鑑登録の抹消)

第12条 市長は、印鑑登録者について次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録を抹消するものとする。

- (1) 第9条又は第10条の規定による届出があったとき。
- (2) 住民基本台帳から消除されたとき。

(3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により登録を受けている印鑑が第3条第2項第1号に該当することとなったとき。

(4) その他市長が印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき。

2 市長は、前項第4号に規定する事由によって印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

#### 【規則】

(印鑑登録抹消通知書)

第14条 条例第12条第2項に規定する印鑑登録の抹消の通知は、印鑑登録抹消通知書(様式第7号)によるものとする。

本条は、印鑑登録の抹消について規定したものである。

#### 1 印鑑登録を抹消する原因

(1) 本条例に基づく届出があつたとき。

- ・ 印鑑登録証の亡失届(印鑑登録証の登録番号が識別できない場合も含む。)  
・・・条例第9条
- ・ 印鑑登録の廃止届・・・条例第10条
- ・ 印鑑登録の亡失届・・・条例第10条

(2) 住民票が消除又は修正されたとき。

- ・ 転出届を受理した後、転出予定年月日が経過し、住民票が消除されたとき。
- ・ 戸籍法により死亡等の届を受理し、住民票が職権で消除されたとき。
- ・ 戸籍法により婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・氏名訂正等の届を受理し、住民票が修正されて、条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当することになったとき
- ・ 住民基本台帳法第9条第2項に基づく住民票記載事項変更通知又は同法第19条第2項の戸籍照合通知等を受け、住民票が消除されたとき又は住民票が修正され条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当することとなったとき。
- ・ 入管法及び入管特例法に定める法務大臣から通知等を受け、住民票が消除されたとき又は住民票が修正され条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当することとなったとき。  
通称、氏名の片仮名表記の変更申し出により、通称名、氏名の片仮名表記の記載が修正されたとき。
- ・ 住民基本台帳法による実態調査その他の事由により住民票が消除又は修正されたとき。修正された場合は、条例第3条第2項第1号に規定する印鑑に該当することになったとき。
- ・ その他後見開始の通知を受けたとき又は印鑑の共用、二重登録を確認したとき。

#### 2 抹消の方法

(1) 住民票の消除等を行う場合で、印鑑登録原票を抹消する必要があるときは、それぞれの届書に基づき速やかに印鑑登録原票を抹消する。

- (2) 印鑑登録原票の抹消は、当原票の中心に明示できるよう「廃印」と朱書（朱肉で）する。備考欄に抹消の年月日・理由（証亡失・転出・死亡等と簡記）を朱書する他、システムに当該事項を入力した上で再出力し差替する。
- (3) 後見開始の通知を受けた場合又は印鑑の共用、二重登録の確認、入管法及び入管特例法に定める法務大臣から通知等を受け、法第30条の45の表の下欄に変更があったことにより住民票が消除された場合には、事実の確認日をもって抹消し、当該印鑑登録者に対し、抹消通知書を送付するが、これ以外については、通知しない。

### 13 印鑑登録原票の再製

#### 【条例】

#### （印鑑登録原票の再製）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑登録者にその旨を通知し、登録を受けている印鑑の提示を求めて印鑑登録原票の再製をすることができる。

- (1) 印鑑登録原票の印影その他記載事項が不鮮明になったとき。
- (2) 印鑑登録原票が滅失し、又は滅失のおそれがあるとき。
- (3) 転居その他により印鑑登録原票の記載欄に余白がなくなったとき。

本条は、印鑑登録原票の再製について、規定したものである。

#### 1 印鑑登録原票再製の原因

- (1) 印鑑登録原票の印影又は記載事項が、汚染・摩滅等により不鮮明になり、事務に支障があると認めるとき。
- (2) 印鑑登録原票が滅失、機械の故障等によりき損又は焼失したとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 転居等により印鑑登録原票に新たな記載ができなくなったとき。

#### 2 再製の方法

- (1) 印鑑登録原票を再製しようとするときは、印鑑登録者に通知し、登録印鑑を提示してもらい行う。
- 通知後印鑑登録者が、再製前に印鑑登録証明書の交付申請を行った際、登録印鑑を持参しているときは、その時点で再製し、持参していないときは、印鑑登録原票き損等している旨を説明する。
- (2) 再製は、印鑑登録者の面前で行う。
- やむを得ない場合は、当該者の了解を得る。
- (3) 再製前の印鑑登録原票は、除印鑑登録原票として保管する。
- (4) 再製前及び再製後の印鑑登録原票の備考欄に、再製年月日・理由（再製）を記載する。

## 14 印鑑登録証明

### 【条例】

(印鑑登録証明)

第14条 印鑑登録の証明は、印鑑登録原票に登録されている印影について市長が証明するものとする。

2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を磁気ディスクを用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。

3 前項に規定する印鑑登録証明書には、第6条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項を記載するものとする。

4 災害その他やむを得ない事由により前2項に規定する方法により印鑑登録証明書を作成することができないときは、規則で定める方法により作成することができる。

### 【規則】

(印鑑登録証明書)

第15条 条例第14条第1項に規定する印鑑登録証明書の様式は、様式第8号と（印鑑登録証明書）する。

(証明方法の特例)

第16条 条例第14条第4項に規定する規則で定める方法は、申請者の提示する印鑑の印影が登録を受けている印影に相違ない旨を証明する方法とする。

本条は、印鑑登録証明書の定義と作成方法について規定したものである。

### 1 印鑑登録の証明事項

印鑑登録原票に登録されている事項（印影・氏名・出生の年月日及び住所）を間接方式（写しであること）により証明する。

これは、自治省が提示した「印鑑登録証明事務処理要領」により印鑑登録証制度を採用し、市区町村が行う公証行為の印鑑登録証明交付の際における「印鑑の同一性確認の免責」を明らかにし、「印鑑登録証明書の機能を限定する。」という基調によったものである。

即ち、印鑑登録証明書は、その証明書にある印鑑は、登録してある印影の写しであるという表現方法になり、印鑑そのものを証明していないので、実印と証明書との間の直接の関係を断っているわけである。

### 2 災害その他の事由により間接証明方式がとれない場合

(1) システムの故障等により印鑑証明書発行業務が使用できないような例外的な場合である。

(2) この場合には、登録印鑑の持参により印鑑登録証明用紙に押印した印影と印鑑登録原票の印影とを肉眼照合し、氏名・住所等を記載、いわゆる直接証明方式により証明書を交付する。

(3) 停電等によりシステムが使用できないときは、印鑑登録の証明を行わない。

## 15 印鑑登録証明の交付申請

### 【条例】

(印鑑登録証明の交付申請)

第15条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、市長に印鑑登録証を添えて申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であって、市長が第5条第3項第1号の文書の提示を求めて、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

(端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)

第16条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機を使用して、規則で定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

### 【規則】

(印鑑登録証明書交付申請書)

第17条 条例第15条第1項に規定する印鑑登録証明書の交付の申請は、市長が別に定める印鑑登録証明書交付申請書によってするものとする。

2 条例第16条に規定する規則で定める方法は、同条に規定する端末機に、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)に記録された情報を読み取らせ、暗証番号その他必要な事項を入力する方法とする。

本条は、印鑑登録証明書の申請及び交付について規定したものである。

## 1 印鑑登録証明書の交付申請

(1) 印鑑登録証明書の交付申請は、印鑑登録証明書交付申請書に、登録番号・住所・氏名・生年月日・必要な通数を記載し、印鑑登録証を添えて申請する。

代理人によるときは、代理人の住所・氏名・関係も記載する。

(2) 申請者は、印鑑登録を受けている本人又はその代理人とする。

代理人によるときであっても、「委任の旨を証する書面」の添付を要しない。

なお、代理人は、意思能力があることを要する。

(3) 申請には、必ず印鑑登録証を添える。

なお、免許証等で本人確認ができて印鑑登録証のない申請は、受理できない。

ただし、印鑑登録を受けている本人が申請者であり印鑑登録証を持参していない場合は、官公署が発行した写真付きの免許証等による本人確認ができれば受理できる。

(印鑑登録証を紛失した場合は除く。)

(4) 印鑑登録証明書の有効期限は、条例等で定める事項ではないが、次のような規定がある。

不動産登記令第16条第3項(3か月以内)

自動車登録令第16条第3項(3か月以内)

## 2 印鑑登録証明書交付申請の審査

印鑑登録証明書は、本人意思確認の手段として重要な役割を果たすので、申請書の内容について印鑑登録原票と慎重に照合する必要がある。

不審な点があると認められたときは、条例第18条の規定により質問・調査により本人意思確認等必要な措置をとる。

## 3 印鑑登録証明書交付申請の不受理

次の場合には、証明書交付申請を受理しない。

①印鑑登録証を添えられていないとき(印鑑登録を受けている本人が申請者であり、官公署が発行した写真付きの免許証等により本人確認ができた場合は除く)

②登録番号の識別が困難なとき

③他の文書に押印したものの証明又は証明書の再証明を求められたとき。

④条例第18条の規定による質問・調査に応じないとき。

## 4 印鑑登録証明書の作成交付

登録番号を使用して、該当者を検索し、申請書の内容と照合のうえ、必要枚数を出力する。

なお、証明書交付時には、必ず印鑑登録証を返付する。

## 5 コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付

コンビニ等に設置されている端末機に、個人番号カード(マイナンバーカード)の利用者証明用電子証明書を読み込ませ、暗証番号及び必要な通数を入力する場合は印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書によらず、印鑑登録証明書を交付する。

## 16 代理人による申請等

### 【条例】

第17条 第4条、第8条第1項及び第15条第1項に規定する申請、第5条第2項に規定する回答書の持参、第7条、第8条第2項に規定する印鑑登録証及び第15条第2項に規定する印鑑登録証明書の受領並びに第9条、第10条及び第11条第1項に規定する届出を行おうとする者が、疾病その他やむを得ない事由により自ら申請等を行うことができないときは、代理人により当該申請等を行うことができる。

2 前項の規定により代理人により申請等を行う場合は、当該申請等について委任の旨を証する書面を提出しなければならない。ただし、第8条第2項に規定する印鑑登録証の受領、第11条第1項に規定する届出、第15条第1項に規定する申請又は第15条第2項に規定する印鑑登録証明書の受領を行う場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により代理人により第5条第2項に規定する回答書の持参を行う場合は、規則で定める文書を提示しなければならない。

【規則】

(代理人に持参させる文書)

第 18 条 条例第 17 条第 3 項に規定する規則で定める文書は、第 5 条各号のいずれか又はその写し及び代理人に係る次の各号のいずれかとする。

- (1) 条例第 5 条第 3 項第 1 号に規定する文書
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 恩給その他これに類する給付に係る証書
- (4) 生活保護費受給に係る証明書
- (5) その他当該代理人が本人であることを確認できる文書として市長が適当と認めるもの

本条は、代理人によりすることができる手続きについて規定したものである。

ただし、本条における代理人とは「任意代理人」を想定したものであることから、法定代理人である成年後見人が選任されている成年被後見人については、本条に係る規定は適用とならない。

1 代理人による申請等ができる範囲

- (1) 印鑑の登録の申請(第 4 条)
- (2) 印鑑登録証の引替交付申請及び受領(第 8 条第 1 項、第 8 条第 2 項)
- (3) 印鑑登録証明の交付申請及び受領(第 15 条第 1 項、第 15 条第 2 項)
- (4) 印鑑登録申請の確認に伴う照会・回答書の持参(第 5 条第 2 項)
- (5) 印鑑登録証の交付(第 7 条)
- (6) 印鑑登録証の亡失届・廃止届・登録事項の修正届(第 9 条・第 10 条・第 11 条第 1 項)

2 代理人による印鑑登録のための回答書持参

回答書は、代理人による持参ができるが、この場合「委任の旨を証する書面」の添付、登録申請者の本人確認書類(コピー可)と代理人の本人確認書類の提示等が必要である。

3 法定代理人によりすることができる手続きは条例第 2 条の解釈および第 5 条の解釈を参照。

17 閲覧の禁止

【条例】

(閲覧の禁止)

第 18 条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類を一般の閲覧に供してはならない。

【規則】

(文書の保存期間)

第 20 条 印鑑の登録及び証明に関する文書の保存期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 印鑑登録を抹消した印鑑登録原票にあっては、抹消された日の属する年度の翌年度の4月1日から5年
- (2) その他の書類にあっては、申請又は届出の受理された日の属する年度の翌年度の4月1日から2年

本条は、印鑑登録証明事務に関する書類を一般の閲覧にすることを禁止した規定である。登録印鑑は、一般に実印と言われ、財産の権利・義務等の履行に重大な影響があるので、登録者の保護を図ることが必要である。

#### 1 閲覧禁止の書類

印鑑登録原票、印鑑登録申請書その他印鑑の登録又は証明に関する一切の書類。

#### 2 閲覧禁止の例外

法律の規定に基づき、公権力の行使のために提出照会等があったときとする。

- (1) 裁判所から関係書類の送付の囑託を受けたとき
- (2) 検察官・司法警察職員が令状を提示して請求があったとき
- (3) 弁護士法第23条の規定に基づき、所属する弁護士会を通して請求があったとき
- (4) 印鑑登録者本人が印鑑登録関係書類の申請事実等の確認をするための申出等は、個人情報保護条例の規定に基づき判断する。

#### 文書の保存期間

5年・・・除印鑑登録原票

2年・・・印鑑登録申請書、印鑑登録証引替交付申請書、照会書・回答書、  
印鑑登録証亡失届、印鑑登録廃止届、登録印鑑亡失届、委任の旨を証する書面、  
印鑑登録事項変更届、印鑑登録抹消通知書、印鑑登録証、  
印鑑登録証明書交付申請書、印鑑登録原票再製通知書、催告書

### 18 質問調査

#### 【条例】

##### (質問調査)

第19条 市長は、印鑑の登録及び証明に関し、必要があると認めるときは、職員をして関係人に対して質問させ、若しくは必要な事項について調査させ、又は文書若しくは印鑑の提示を求めさせることができる。

本条は、印鑑登録証明事務を迅速かつ適正に処理するための質問・調査をすることができる旨を規定したものである。

印鑑登録事務は、市民の財産及び権利義務に重大な関係があるので、その取扱は、特に慎重かつ正確を期し、必要があると認めるときは、本条の規定を随時適用して適正な事務処理を行うこととする。

#### 1 適用の範囲

- (1) この条例の規定に係る資格確認

- (2) この条例の規定に基づく、各種申請届又は受領に際して申請者又は届出本人等が本人であること又は本人の委任を受けた代理人であることの確認
- (3) この条例の規定に基づいて提示する印鑑又は免許証等に関する確認
- (4) その他印鑑登録証明事務を処理するにあたって必要と認めるとき

## 2 質問・調査の内容

- (1) 住民票・戸籍簿又は印鑑登録原票等を資料として、家族構成・氏名・生年月日等その内容を聴聞する。
- (2) 関係人(本人・代理人・家族等)から事情を聴聞し、状況の説明を求める。
- (3) 戸籍の謄抄本・免許証・身分証明書・在留カード・特別永住者証明書等の文書の提示。ただし、有効期限の定めのあるものは有効期限内のものに限る
- (4) 印鑑の提示

## 3 質問・調査の留意事項

本条は、印鑑登録証明事務を執行する上の必要な範囲内でなければならない。

関係人には、疑われているのではないかと不心な念を抱かせないように特にその理由を説明し、協力を求める必要がある。

## 19 千葉市行政手続条例の適用除外

### 【条例】

(千葉市行政手続条例の適用除外)

第20条 この条例の規定による処分については、千葉市行政手続条例(平成7年千葉市条例第40号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

## 20 委任

### 【条例】

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

本条は、条例を施行するために必要な事項を規則で定めることを規定したものである。

参考

様式第1号（印鑑登録申請書、印鑑登録亡失届、印鑑登録廃止届、登録印鑑亡失届）

様式第1号		<input type="checkbox"/> 印鑑登録申請書 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失届・印鑑登録廃止届・登録印鑑亡失届							
(あて先)		区長 年 月 日							
登録する印鑑	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・西暦							
	氏名	(※)	年 月 日						
	(※)手書きしない場合は、記名押印してください。								
住所	マンション・アパート名等 (世帯主 ) <日中の連絡先>電話番号 — — 電子メールアドレス @								
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失届 <input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止届 <input type="checkbox"/> 登録印鑑亡失届		理由	旧登録番号						
		<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 改印	<input type="checkbox"/> その他						
申請者・届出者 (窓口に来た人)		1 本人 ( 該当する番号を○で囲んでください。 2 代理人 ( 代理人による申請のときは、下欄も記入してください。 )							
		氏名							
		住所							
(注意事項)									
保証書欄	上記の印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。								
	登録されている印鑑	氏名	印鑑登録番号						
	保証人	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生							
		住所	マンション・アパート名等						
保証人照合	照合確認者		確認						
				1. 自動車運転免許証 2. 旅券 3. 在留カード・特別永住者証明書 4. その他( )					
			適要						
申請受付	住民票照合	原票作成	照会書	回答書受付	入力	交付	文書照会	番 号	
								発送年月日	. .
								回答期限	. .
							署名又は 受領印	交付年月日	
								印鑑登録番号	

様式第2号（照会書）

様式第2号		年 月 日
(住所) (氏名)	様	照会番号
	千葉市 区長	印

**照 会 書**

平成 年 月 日あなたの印鑑登録の申請を受け付けました。  
 あなたの意思による申請に相違なければ、次の回答書に記入押印のうえ  
 平成 年 月 日までに区役所市民課  
 にご持参ください。  
 その際にこの回答書と引き換えに印鑑登録証を交付します。

(注意事項)

**回 答 書**

(あて先) 千葉市 区長

上記照会書により照会のあった印鑑登録の申請については、私の意志  
 に基づく申請であることに相違ありません。

申請者 住所..... 氏名.....	<table border="1" style="width: 100%; height: 80px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">登録申請印</td> </tr> </table>	登録申請印
登録申請印		

※代理人選任届も、印鑑登録をする本人が自ら記入してください。

**代 理 人 選 任 届**

(あて先) 千葉市 区長

代理人 住所.....  
 氏名.....

私は、印鑑に関する次の事項について、上記の者を代理人に選任した  
 のでお届けします。

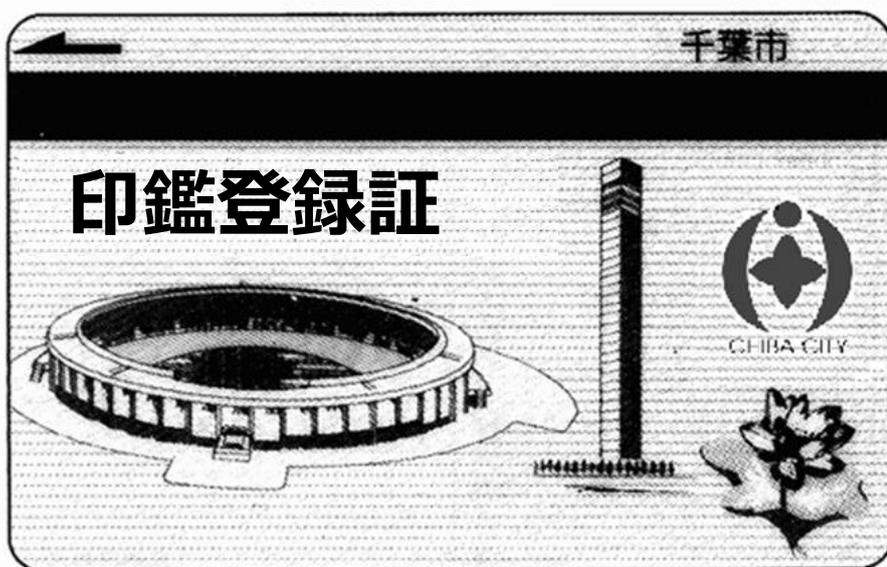
1. 回答書の持参	2. 印鑑登録証の受領
-----------	-------------

代理人 住所..... 氏名.....	<table border="1" style="width: 100%; height: 80px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">登録申請印</td> </tr> </table>	登録申請印
登録申請印		



様式第4号（印鑑登録証）

（表）



（裏）

このカードは、印鑑登録証です。

- 1 このカードを紛失し、又は盗難等にあったときは直ちに届け出てください。
- 2 このカードは、折り曲げたり、磁気の発生するところに放置しないでください。
- 3 このカードは、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
- 4 転出、死亡等の場合は、このカードをお返しく下さい。
- 5 印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、このカードを必ず持参してください。

（代理人に印鑑登録証明書の窓口交付を依頼するときも、このカードが必要です。ただし、代理人選任届及び登録印鑑は必要ありません。）

なお、このカードの提示をもって本人又は本人の意思に基づく申請として取り扱います。

本人識別欄〔  〕



様式第6号（印鑑登録事項変更届）

様式第6号			
印鑑登録事項変更届			
（あて先）			
変 更 前	登録番号		
	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・西暦	
	氏名	年月日生	
	住所	マンション・アパート名等 (世帯主)	
<日中の連絡先>電話番号 — — 電子メールアドレス @			
変 更 後	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・西暦	
	氏名	年月日生	
	住所	マンション・アパート名等	
	変更の理由		
届 出 人 (窓口に来た人)	1 本人 該当する番号を○で囲んでください。 2 代理人 代理人による申請のときは、下欄も記入してください。		
	氏名	(※)	
	(※)手書きしない場合は、記名押印してください。		
住所			
(注意事項)			

様式第7号（印鑑登録抹消通知書）

第7号

印鑑登録抹消通知書

千葉市 区

通知書番号

様

千葉市 区長

印

あなたが登録している印鑑は、千葉市印鑑条例第12条第1項第4号の規定により下記のとおり  
印鑑の登録を抹消したので通知します。

記

- 1 印鑑登録番号           \*\*\*\*\*
- 2 抹消年月日           令和   年   月   日
- 3 抹消理由

令和〇年〇月〇日に、〇〇裁判所から後見開始の審判を受けたため。

教示

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第8号（印鑑登録証明書）

様式第8号

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	備 考	

この写しは、登録されている印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

区長 